

平成29年 第1回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成29年1月13日(金) 午前10:30~11:00

2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	1	田守 和人
"	2	谷地村久人
"	3	佐藤久美子
"	7	長根 孝衛
"	8	小澤 守昭
"	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (3人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第1号 農地の転用の事実に関する照会に対する回答書について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(平成 29 年第 1 回 1 月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、2 番 谷地村 久人君にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は 7 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 1 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	異議なし
議長	それでは議事録署名委員には、7 番 長根 孝衛君並びに 8 番 小澤 守昭君を指名いたします。
議長	次に、日程第 2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に日程第 3 報告第 1 号 農地の転用事実に関する照会に対する回答書について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。それでは、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2 ページをお開き下さい。 日程第 3 報告第 1 号 農地の転用事実に関する照会に対する回答書について報告いたします。 4 ページの「農地の転用事実に関する照会書」をご覧ください。本来農地の地目を変更する場合は、転用許可あるいは非農地証明を受けまして、申請者が法務局で手続きを行うわけですが、過去に農業委員会の手続きを踏んだと思われる案件で相当年数が経っている場合については、行政書士や土地家屋調査士の方で直接法務局に地目変更の手続きを行う場合があります。 今回の案件につきまして、土地家屋調査士の方から青森地方法務局八戸支局の方に地目変更の手続きが行われまして、その農地を管轄する新郷村農業委員会に転用の事実があるかないか照会がきたものでございます。 まずは、転用許可あるいは非農地証明がなされているかどうか、確認を行いましたが、村の農業委員会で保存している書類では確認が出来ない状況でございました。

	<p>次に、12月21日に工藤会長、小坂職務代理、小澤委員の3名で現地調査を行い、土地の現況が登記申請書のとおり山林であることを確認し同日、会長名で法務局へ回答をしております。3ページに回答書の写し、5ページ～7ページから登記申請書の写し、案内図の写し、地籍図の写しを添付してありますので、参考に願います。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>8ページをお開き下さい。</p> <p>日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定により、別紙申請書のとおりの申請があつたので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、使用貸借が1件あります。</p> <p>議案第1号、受付番号1号は農業年金を引き続き受給のための使用貸借権の再設定であり、設定期間は10年間です。</p> <p>P9 議案書の写し、P10 農地法3条1項の調査書、P11-P12 許可申請書の写し、P13に使用貸借契約書の写し、P14-P15に位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は親子間の使用貸借であり、譲渡人が引き続き農業者年金受給のため譲受人と使用貸借の再設定をするものであります。またP10 農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案第1号受付番号第1号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号1号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし

議長	異議なしと認めます。 よって、議案第1号は原案のとおり決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成29年 第1回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。
----	---

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

議長

署名者

署名者